

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月24日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 憲昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（資産成長 型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	8,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月18日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当該ファンドとマザーファンドを同じくするベビーファンドが設定されることに伴い、新設するベビーファンドと当該ファンドとの関係性や違いを受益者にとって判別しやすくするため、ファンド名称の変更を行い、投資信託約款中の語句及び表現の整備を行うことに伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

<訂正前>

シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ（以下「ファンド」といいます。）

<訂正後>

シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（資産成長型）（以下「ファンド」といいます。）

2021年2月24日付でファンドの名称を「シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ」から「シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（資産成長型）」に変更しました。以下同じ。

(5)【申込手数料】

<訂正前>

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

<訂正後>

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

①

日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 「シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンド」ならびに「シュローダー・日本株式サステナブル投資マザーファンド」を通じて投資を行います。(以下、それぞれ「アジアマザー」、「日本マザー」、総称して、または各々を指して「マザーファンド」という場合があります。)
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

②

銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

- 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

③

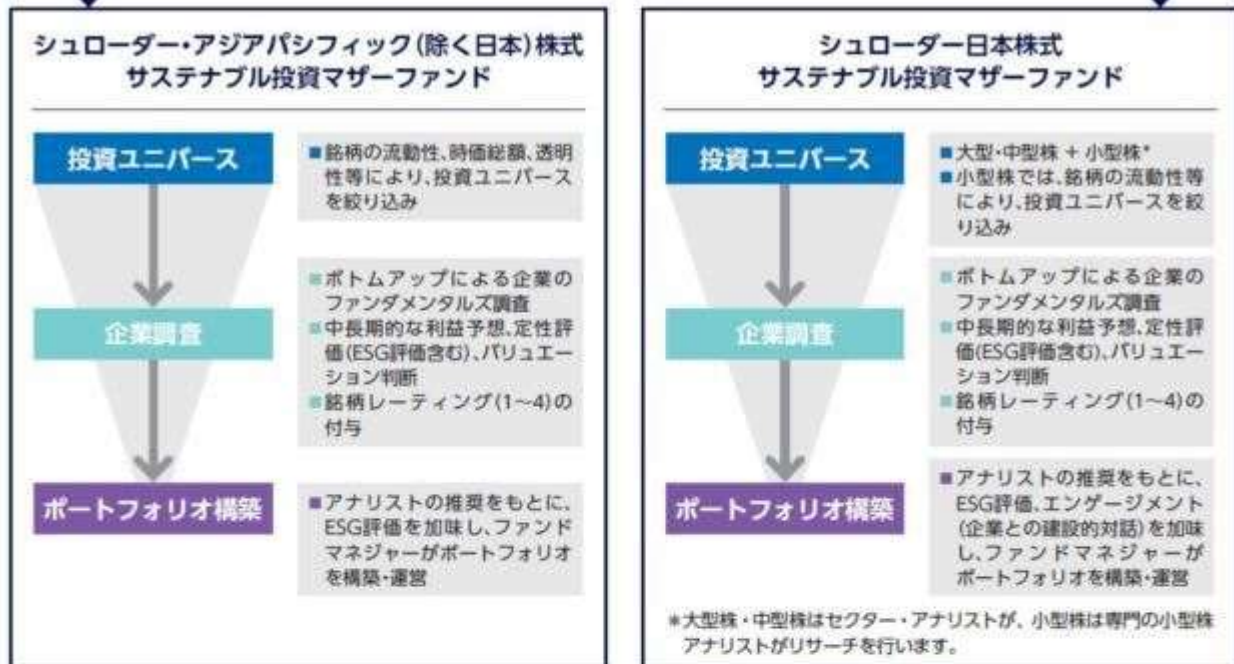
ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
 - アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント(香港)リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。
- *シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

運用プロセス

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (資産成長型)

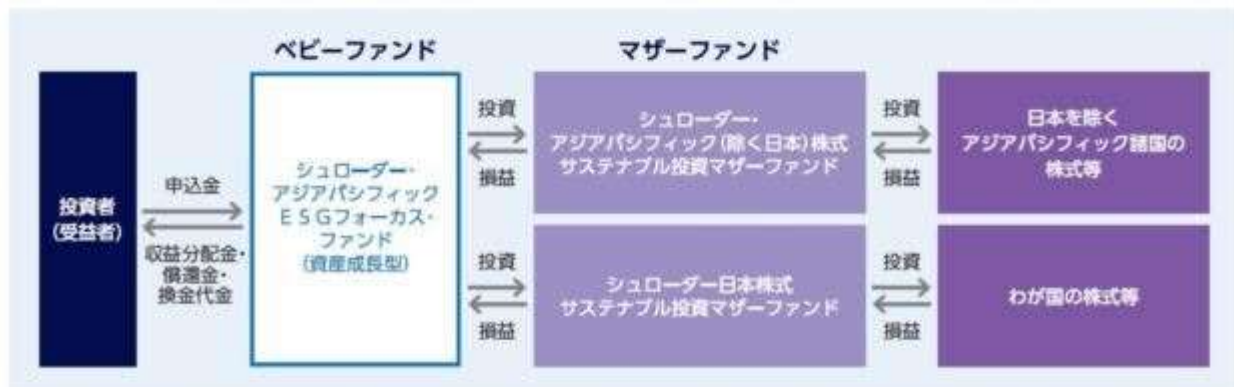
各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本と日本以外の国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行う。



※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※マザーファンドに投資するベビーファンドは、他に分配方針の異なるシュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (予想分配金提示型)*があります。

*2021年2月25日設定。

※本書において「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産 (株式等) およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時（原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2016年 6月30日

- ・信託契約締結、設定、運用開始

<訂正後>

2016年 6月30日

- ・信託契約締結、設定、運用開始

2021年 2月24日

- ・ファンド名称変更

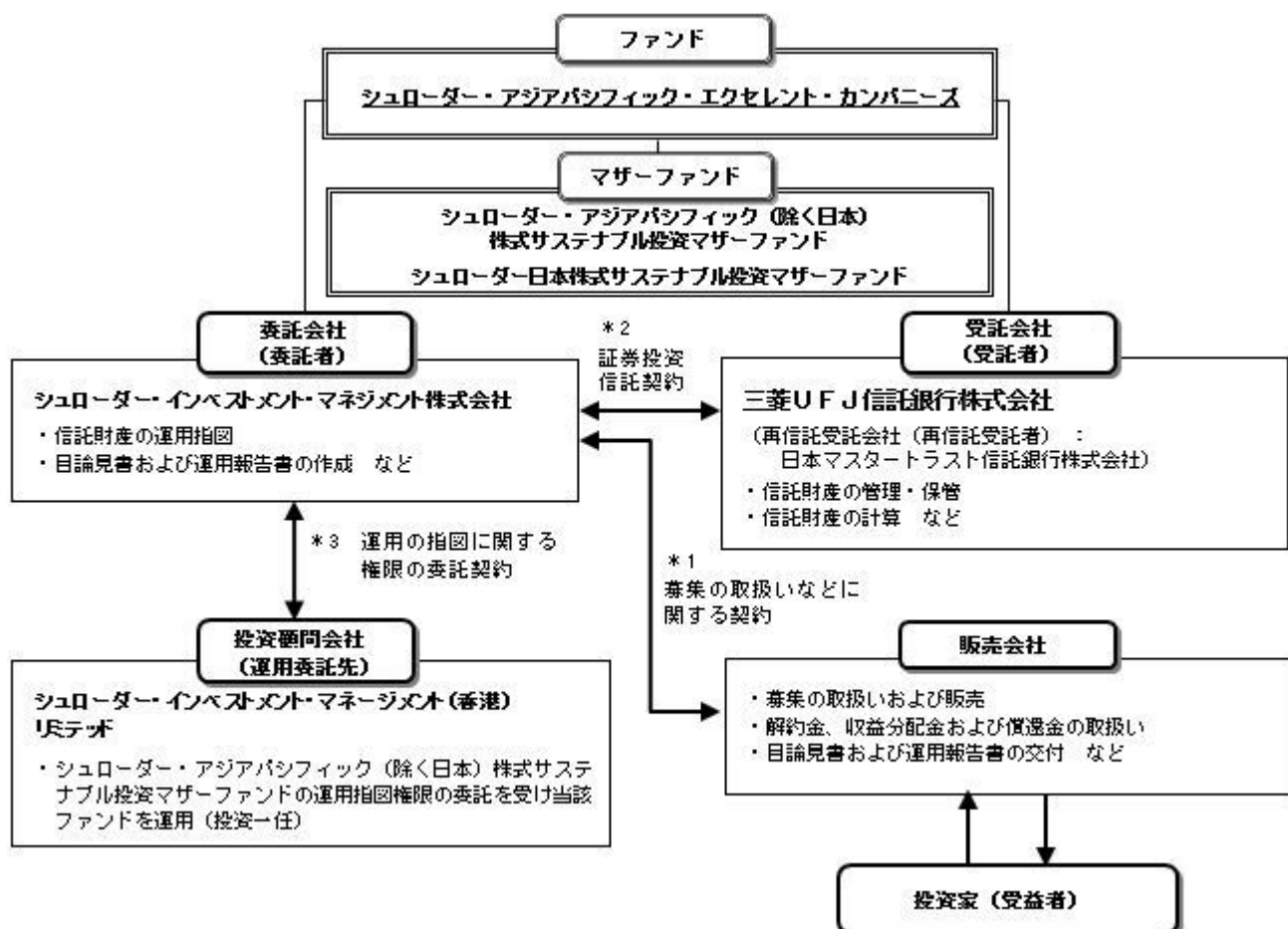
新名称：シュローダー・アジアパシフィック ESGフォーカス・ファンド（資産成長型）

旧名称：シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



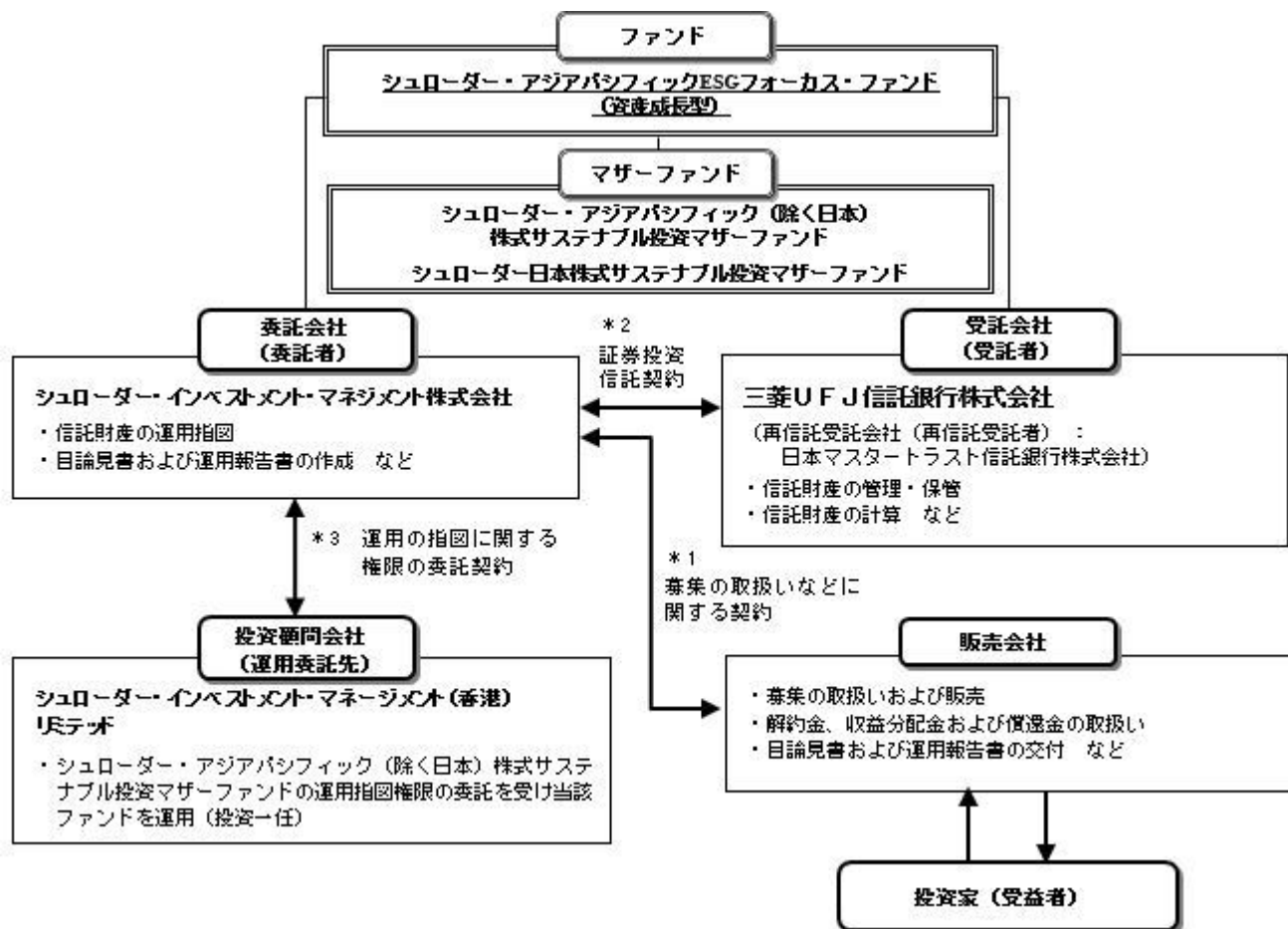
*1～*3 (略)

委託会社の概況 (2020年6月末現在)

1)～3) (略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



*1～*3 (略)

委託会社の概況 (2020年11月末現在)

1)～3) (略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当、外国株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント（香港）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。

[当社]	[シュローダー・グループ各海外拠点]
国内株式運用*1	株式運用 グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ
国内債券運用*2	債券運用 グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 転換社債 保険リンク証券 他 経済分析 クレジットリサーチ
外国株式運用*3	マルチアセット運用
外国債券運用*4	ポートフォリオ・ソリューション
マルチアセット運用*5	オルタナティブ運用 新興国債券絶対収益型 コモディティ 不動産 他
オルタナティブ運用*6	

*1～*6（略）

～（略）

上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

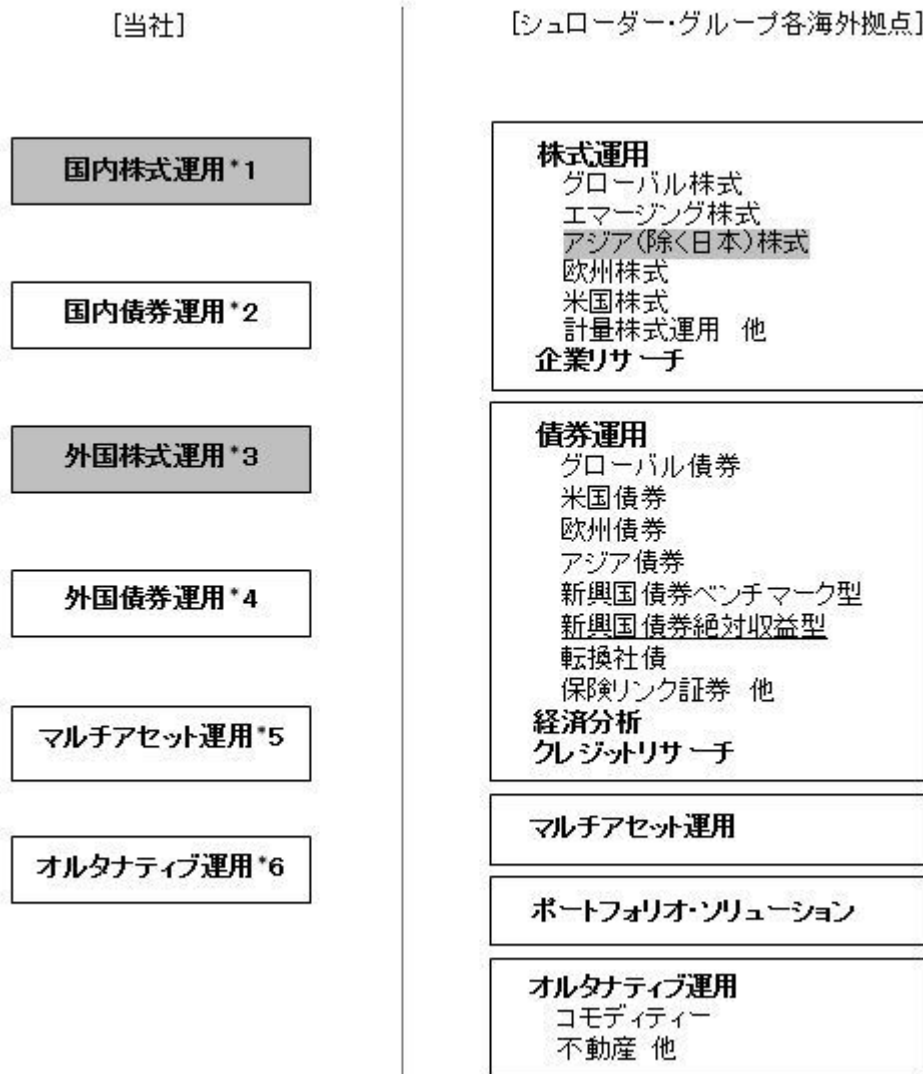
<訂正後>

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当、外国株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1～*6（略）

～（略）

上記体制は2020年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

<訂正前>

約款に定める投資制限

- 1)～11)（略）
- 12) 先物取引等の運用指図
 - イ)（略）
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 13) スワップ取引の運用指図
 - イ)～ロ)（略）

ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

二) (略)

14) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

イ) ~ ロ) (略)

ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

二) ~ ト) (略)

15) クレジットデリバティブ取引の運用指図

イ) ~ ロ)

ハ) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

16) ~ 19)

20) 外国為替予約取引の指図

イ) ~ ハ) (略)

21) ~ 22) (略)

<訂正後>

約款に定める投資制限

1) ~ 11) (略)

12) 先物取引等の運用指図

イ) (略)

ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二) 委託者は、上記イ) に定める取引で金融商品取引所によらないものを行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) スワップ取引の運用指図

イ) ~ ロ) (略)

ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

二) (略)

14) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

イ) ~ ロ) (略)

ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

二) ~ ト) (略)

15) クレジットデリバティブ取引の運用指図

イ) ~ ロ) (略)

ハ) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

二) 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

16) ~ 19) (略)

20) 外国為替予約取引の指図

イ)～ハ)（略）

二)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

21)～22)（略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

(略)

<その他の留意事項>

～ (略)

— 現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

(2) リスク管理体制

～ (略)

上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

(略)

<その他の留意事項>

～ (略)

— ファミリーファンド方式に関する留意事項

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

— 現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

(2) リスク管理体制

～ (略)

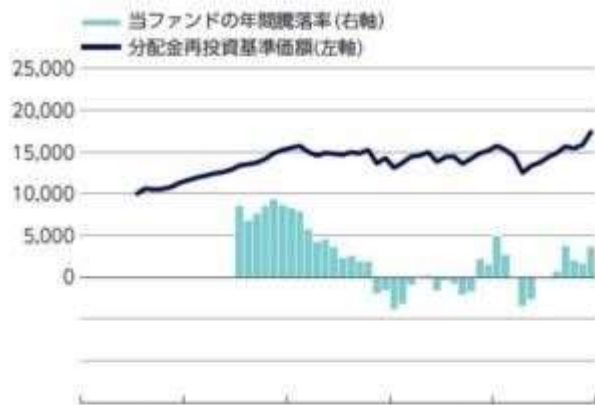
上記体制は2020年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年12月末～2020年11月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2017年6月から2020年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2015年12月末～2020年11月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年12月から2020年11月の5年間(当ファンドは2017年6月から2020年11月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、JP, Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP, Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める申

込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

< 訂正後 >

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（略）

～ （略）

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

（略）

～ （略）

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ】

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	2,375,410,911	100.96
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		22,476,288	0.96
合計（純資産総額）		2,352,934,623	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド	804,808,988	1.5481	1,245,924,795	1.9333	1,555,937,216	66.13
日本	親投資信託受益証券	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	461,883,494	1.5556	718,505,964	1.7742	819,473,695	34.83

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.96
合計	100.96

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 6月20日)	3,740	3,740	1.3300	1.3300
第2計算期間末 (2018年 6月20日)	6,627	6,627	1.4885	1.4885
第3計算期間末 (2019年 6月20日)	3,002	3,002	1.4233	1.4233
第4計算期間末 (2020年 6月22日)	2,826	2,826	1.4428	1.4428
2019年11月末日	2,538		1.5178	
12月末日	2,535		1.5748	
2020年 1月末日	2,834		1.5256	

2月末日	2,951		1.4488
3月末日	2,527		1.2515
4月末日	2,671		1.3356
5月末日	2,738		1.3740
6月末日	2,800		1.4415
7月末日	2,779		1.4901
8月末日	2,734		1.5677
9月末日	2,519		1.5439
10月末日	2,344		1.5861
11月末日	2,352		1.7454

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2016年 6月30日～2017年 6月20日	0.0000
第2期	2017年 6月21日～2018年 6月20日	0.0000
第3期	2018年 6月21日～2019年 6月20日	0.0000
第4期	2019年 6月21日～2020年 6月22日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2016年 6月30日～2017年 6月20日	33.00
第2期	2017年 6月21日～2018年 6月20日	11.92
第3期	2018年 6月21日～2019年 6月20日	4.38
第4期	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1.37

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2016年 6月30日～2017年 6月20日	11,488,584,803	8,676,530,863
第2期	2017年 6月21日～2018年 6月20日	3,488,583,188	1,848,518,510
第3期	2018年 6月21日～2019年 6月20日	119,164,513	2,461,453,241
第4期	2019年 6月21日～2020年 6月22日	737,333,506	888,373,915

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュロダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	284,269,544	18.27
	ニュージーランド	18,491,700	1.19
	香港	86,283,270	5.55
	シンガポール	6,322,621	0.41
	タイ	34,779,479	2.24
	フィリピン	6,812,640	0.44
	インドネシア	13,782,770	0.89
	韓国	203,385,835	13.07
	台湾	196,097,720	12.60
	中国	551,353,212	35.44
	インド	131,181,155	8.43
		小計	1,532,759,946
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		23,163,510	1.49
合計（純資産総額）		1,555,923,456	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	15,800	6,169.36	97,475,888	7,812.20	123,432,760	7.93
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	半導体・半 導体製造装 置	64,000	1,144.78	73,265,920	1,779.96	113,917,440	7.32
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	17,606	4,983.17	87,733,867	6,424.44	113,108,691	7.27
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	29,380	2,934.60	86,218,548	3,612.63	106,139,363	6.82
オースト ラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,218	22,169.30	49,171,524	23,303.72	51,687,673	3.32
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	42,400	962.12	40,793,888	1,185.90	50,282,160	3.23
オースト ラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	16,499	2,715.69	44,806,204	2,977.95	49,133,283	3.16
中国	株式	JD.COM INC - CL A	小売	10,250	3,563.04	36,521,231	4,593.52	47,083,580	3.03

中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	保険	109,200	288.10	31,460,520	406.02	44,337,384	2.85
中国	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO LTD	食品・飲料・タバコ	79,000	407.89	32,223,784	535.33	42,291,070	2.72
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	18,704	1,457.02	27,252,167	2,031.59	37,999,018	2.44
中国	株式	ZHEJIANG WEIXING NEW BUILD-A	資本財	115,199	190.82	21,983,045	311.93	35,934,174	2.31
中国	株式	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	小売	13,231	2,201.42	29,127,108	2,701.13	35,738,783	2.30
台湾	株式	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	半導体・半導体製造装置	32,000	802.62	25,683,840	1,106.56	35,409,920	2.28
オーストラリア	株式	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	素材	10,646	2,053.49	21,861,529	3,001.02	31,948,946	2.05
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	小売	1,013	22,922.29	23,220,280	28,723.50	29,096,913	1.87
オーストラリア	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	13,334	1,944.28	25,925,093	2,153.47	28,714,502	1.85
韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	375	48,230.40	18,086,400	76,302.00	28,613,250	1.84
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	3,318	7,404.89	24,569,441	7,844.82	26,029,113	1.67
中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	54,000	427.19	23,068,368	457.61	24,710,940	1.59
中国	株式	CHACHA FOOD CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	27,516	901.36	24,801,906	891.05	24,518,175	1.58
インド	株式	PETRONET LNG LTD	エネルギー	69,088	367.16	25,366,627	354.26	24,475,288	1.57
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	9,000	2,121.20	19,090,814	2,639.00	23,751,000	1.53
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDINGS CO	半導体・半導体製造装置	85,000	248.24	21,101,080	270.81	23,019,360	1.48
韓国	株式	LG ELECTRONICS INC	耐久消費財・アパレル	2,727	7,155.24	19,512,358	8,270.75	22,554,362	1.45
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	12,354	1,435.90	17,739,229	1,793.54	22,157,408	1.42
インド	株式	BANDHAN BANK LTD	銀行	42,334	425.65	18,019,773	517.47	21,906,575	1.41
韓国	株式	NAVER CORP	メディア・娯楽	763	27,788.77	21,202,836	26,799.90	20,448,324	1.31
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	22,656	846.77	19,184,627	853.70	19,341,450	1.24
韓国	株式	NCSOFT CORP	メディア・娯楽	241	80,729.39	19,455,785	77,432.39	18,661,208	1.20

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	1.57
		素材	9.53
		資本財	2.48
		商業・専門サービス	1.24
		耐久消費財・アパレル	2.22
		メディア・娯楽	10.45
		小売	14.01
		食品・飲料・タバコ	4.29
		ヘルスケア機器・サービス	2.57
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.25

	銀行	10.50
	保険	7.72
	不動産	4.45
	ソフトウェア・サービス	1.91
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.27
	電気通信サービス	0.25
	公益事業	1.19
	半導体・半導体製造装置	12.60
合 計		98.51

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	826,781,540	99.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		7,508,894	0.90
合計（純資産総額）		834,290,434	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	キーエンス	電気機器	600	44,570.00	26,742,000	53,290.00	31,974,000	3.83
日本	株式	村田製作所	電気機器	3,500	6,396.00	22,386,000	9,129.00	31,951,500	3.83
日本	株式	T D K	電気機器	2,100	10,700.00	22,470,000	14,720.00	30,912,000	3.71
日本	株式	K D D I	情報・通 信業	10,000	3,144.77	31,447,700	2,982.50	29,825,000	3.57
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機 器	3,700	5,750.66	21,277,442	7,540.00	27,898,000	3.34
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	3,800	5,512.00	20,945,600	7,272.00	27,633,600	3.31

日本	株式	S M C	機械	400	55,630.00	22,252,000	66,320.00	26,528,000	3.18
日本	株式	マツモトキヨシホールディングス	小売業	5,400	4,035.00	21,789,000	4,885.00	26,379,000	3.16
日本	株式	ニフコ	化学	7,000	2,300.00	16,100,000	3,675.00	25,725,000	3.08
日本	株式	日本電設工業	建設業	11,900	2,303.00	27,405,700	2,157.00	25,668,300	3.08
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,700	4,031.00	27,007,700	3,745.00	25,091,500	3.01
日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	4,600	4,460.00	20,516,000	5,200.00	23,920,000	2.87
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	4,500	4,714.00	21,213,000	5,190.00	23,355,000	2.80
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	7,800	2,331.00	18,181,800	2,758.50	21,516,300	2.58
日本	株式	ダイキン工業	機械	900	17,941.44	16,147,300	23,665.00	21,298,500	2.55
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	6,500	2,590.00	16,835,000	3,070.00	19,955,000	2.39
日本	株式	N I T T O K U	機械	4,600	3,040.00	13,984,000	4,145.00	19,067,000	2.29
日本	株式	良品計画	小売業	8,600	1,563.00	13,441,800	2,147.00	18,464,200	2.21
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	800	19,835.00	15,868,000	22,230.00	17,784,000	2.13
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	12,800	1,237.00	15,833,600	1,388.00	17,766,400	2.13
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	11,800	1,799.00	21,228,200	1,483.50	17,505,300	2.10
日本	株式	山九	陸運業	4,500	4,090.00	18,405,000	3,845.00	17,302,500	2.07
日本	株式	ディスコ	機械	500	25,300.00	12,650,000	33,250.00	16,625,000	1.99
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	35,900	437.50	15,706,250	448.50	16,101,150	1.93
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	3,200	6,666.44	21,332,608	4,975.00	15,920,000	1.91
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	15,500	982.55	15,229,525	1,018.00	15,779,000	1.89
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	3,500	3,560.00	12,460,000	4,225.00	14,787,500	1.77
日本	株式	住友林業	建設業	7,500	1,309.51	9,821,325	1,901.00	14,257,500	1.71
日本	株式	大塚商会	情報・通信業	2,800	5,700.00	15,960,000	5,060.00	14,168,000	1.70
日本	株式	ローツェ	機械	2,400	5,483.57	13,160,568	5,420.00	13,008,000	1.56

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	6.47
		食料品	2.44
		繊維製品	1.49
		化学	4.66
		医薬品	7.13
		石油・石炭製品	0.82
		ゴム製品	1.67
		機械	14.04
		電気機器	13.76
		輸送用機器	6.86
		精密機器	0.63
		その他製品	1.40
		陸運業	2.07
		情報・通信業	13.29
		卸売業	6.66

	小売業	7.51
	銀行業	1.93
	保険業	4.14
	その他金融業	1.21
	サービス業	0.92
合 計		99.10

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

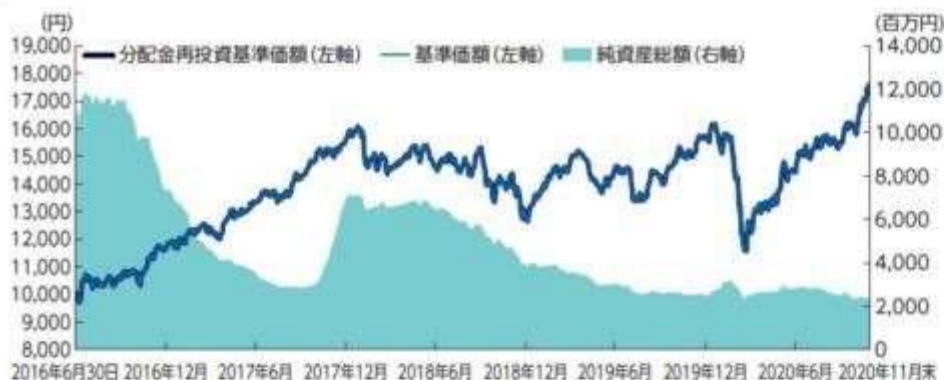
参考情報

運用実績

2020年11月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※ 設定日: 2016年6月30日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

■ 組入上位国/地域

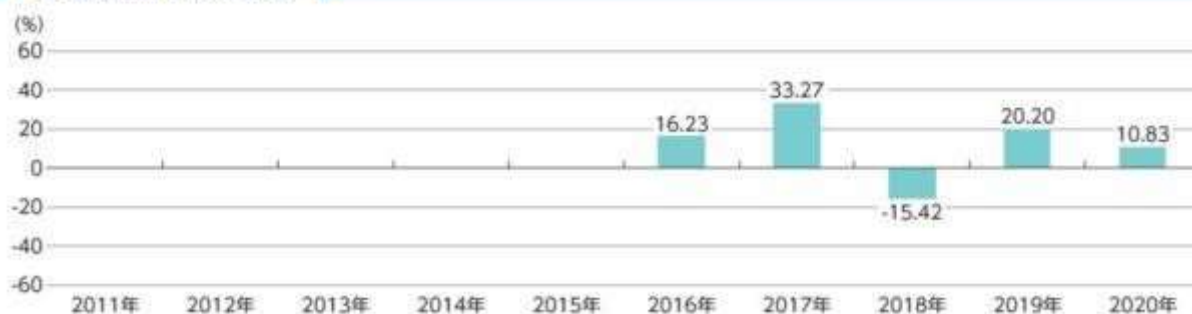
順位	国/地域	投資比率(%)
1	日本	34.2
2	中国	23.2
3	オーストラリア	12.0
4	韓国	8.6
5	台湾	8.3
6	インド	5.5
7	香港	3.6
8	タイ	1.5
9	ニュージーランド	0.8
10	インドネシア	0.6

■ 組入上位銘柄

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーションサービス	5.2
2	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	4.8
3	サムスン電子	韓国	情報技術	4.8
4	アリババグループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	4.5
5	CSL	オーストラリア	ヘルスケア	2.2
6	AIAグループ	香港	金融	2.1
7	BHPグループ	オーストラリア	素材	2.1
8	JDドットコム	中国	一般消費財・サービス	2.0
9	中国太平洋保険集団	中国	金融	1.9
10	チャイナ・モンニュー・ディリー	中国	生活必需品	1.8

※ 上記データは全てベビーファンドの状況(コール・ローン、キャッシュ等を除く)であり、マザーファンドの当該資産のうちベビーファンドに属するとみなした額を基に計算しています。業種はGICS(世界産業分類基準)の分類に基づいて表記しています。

年間収益率の推移



※ ファンドにベンチマークはありません。

※ 2016年6月30日が設定日のため、2015年以前の実績はありません。2016年は6月30日から12月末までの騰落率です。

※ 2020年は1月から11月末までの騰落率です。

※ ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

1【申込（販売）手続等】

(1)～(2)（略）

(3) 申込みの受付

（略）

(4) 取扱時間

（略）

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

(6) 申込金額

（略）

(7) 申込単位

（略）

(8) 申込代金の支払い

（略）

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(10) 米国人投資家に適用ある制限

（略）

<訂正後>

1【申込（販売）手続等】

(1)～(2)（略）

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド（資産成長型）

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド（予想分配金提示型）^{*}

* 2021年2月25設定

・スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。

スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

（略）

(5) 取扱時間

（略）

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッ

チングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

(7) 申込金額

(略)

(8) 申込単位

(略)

(9) 申込代金の支払い

(略)

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(11) 米国人投資家に適用ある制限

(略)

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

<解約請求による換金>

(1)~(2)(略)

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

(4)~(8)(略)

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<訂正後>

<解約請求による換金>

(1)~(2)(略)

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

(4)~(8)(略)

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受

付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【ファンドの経理状況】

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年11月30日現在です。

【シュロージャー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ】

【純資産額計算書】

資産総額	2,405,475,174円
負債総額	52,540,551円
純資産総額（ - ）	2,352,934,623円
発行済口数	1,348,044,528口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7454円

（参考）

シュロージャー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	1,575,284,426円
負債総額	19,360,970円
純資産総額（ - ）	1,555,923,456円
発行済口数	804,808,988口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9333円

シュロージャー日本株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	845,054,351円
負債総額	10,763,917円
純資産総額（ - ）	834,290,434円
発行済口数	470,225,336口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7742円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額

2020年6月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2020年6月末現在）

～（略）

<訂正後>

(1) 資本金の額

2020年11月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2020年11月末現在）

～（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2020年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	54	653,149,026,701

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）

に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第30期事業年度の中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (2018年12月31日)	第29期 (2019年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,662,090	1,345,979
前払費用	52,367	62,562
貸付金	*2 1,500,000	1,010,000
未収入金	*2 236,713	207,801
未収委託者報酬	705,207	639,271
未収運用受託報酬	1,490,494	1,013,562
未収還付法人税等	-	67,568
未収還付消費税等	-	49,534
その他の流動資産	31	-
流動資産合計	5,646,905	4,396,281
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 17,324	13,588
器具備品(純額)	*1 53,945	37,863
有形固定資産合計	71,269	51,451
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	7,068	2,323
無形固定資産合計	10,768	6,022
投資その他の資産		
投資有価証券	8,242	-
長期差入保証金	247,398	248,310
繰延税金資産	1,065,191	946,117
投資その他の資産合計	1,320,832	1,194,428
固定資産合計	1,402,870	1,251,902
資 産 合 計	7,049,775	5,648,183

(単位：千円)

第28期
(2018年12月31日)

第29期
(2019年12月31日)

負債の部		
流動負債		
預り金	51,774	51,958
未払金		
未払収益分配金	25	-
未払償還金	4,161	-
未払手数料	193,667	181,987
その他未払金	*2 1,777,995	1,666,506
未払費用	67,452	76,786
未払法人税等	337,567	-
未払消費税等	57,096	-
流動負債合計	2,489,740	1,977,239
固定負債		
長期未払金	*2 632,083	542,551
長期未払費用	7,167	5,730
退職給付引当金	905,285	840,311
役員退職慰労引当金	9,500	14,773
資産除去債務	91,375	55,952
固定負債合計	1,645,411	1,459,318
負債合計	4,135,152	3,436,558
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,925,057	1,221,625
利益剰余金合計	1,925,057	1,221,625
株主資本合計	2,915,057	2,211,625
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	433	-
評価・換算差額等合計	433	-
純資産合計	2,914,623	2,211,625
負債純資産合計	7,049,775	5,648,183

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期		第29期	
	自	2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	自	2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
営業収益				
委託者報酬		3,095,865		2,711,007
運用受託報酬		5,855,881		3,914,289
その他営業収益		2,759,091		2,216,257
営業収益計		11,710,839		8,841,553
営業費用				

支払手数料	931,610	807,843
広告宣伝費	102,158	105,904
公告費	1,080	1,080
調査費		
調査費	207,669	217,840
委託調査費	2,275,623	1,473,096
図書費	1,503	3,000
事務委託費	320,220	298,912
営業雑経費		
通信費	26,775	18,610
印刷費	8,978	7,266
協会費	13,080	13,722
諸会費	2,663	5,238
営業費用計	*1 3,891,365	2,952,515
一般管理費		
給料		
役員報酬	298,836	209,369
給料・手当	1,554,122	1,501,295
賞与	902,601	748,730
交際費	10,855	8,807
旅費交通費	65,692	63,033
租税公課	72,533	48,865
不動産賃借料	245,615	249,794
退職給付費用	136,621	130,479
役員退職慰労引当金繰入	10,493	5,273
法定福利費	201,222	191,334
固定資産減価償却費	43,099	9,311
諸経費	1,648,546	1,489,533
一般管理費計	*1 5,190,241	4,637,206
営業利益(営業損失)	2,629,232	1,251,831
営業外収益		
受取利息	933	463
受取配当金	15	15
有価証券売却益	-	70
為替差益	23,763	-
時効償還金	9,900	4,186
雑益	12,876	2,055
営業外収益計	47,489	6,790
営業外費用		
有価証券売却損	57	-
為替差損	-	10,117
雑損失	231	1,438
営業外費用計	288	11,555
経常利益(経常損失)	2,676,434	1,247,065
特別損失		
割増退職金等	36,780	61,497
固定資産除却損	84	1,103
特別損失計	36,864	62,601
税引前当期純利益	2,639,569	1,184,464
法人税、住民税及び事業税	777,686	298,822
法人税等調整額	92,140	119,074

法人税等合計	869,827	417,897
当期純利益（ 当期純損失）	1,769,741	766,567

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,115,315	3,105,315	11	3,105,303
当期変動額						
剰余金の配当			1,960,000	1,960,000		1,960,000
当期純利益			1,769,741	1,769,741		1,769,741
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					421	421
当期変動額合計	-	-	190,258	190,258	421	190,679
当期末残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			1,470,000	1,470,000		1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					433	433
当期変動額合計	-	-	703,432	703,432	433	702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

重要な会計方針

項 目	第29期	
	自 2019年 1月 1日	至 2019年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>	

2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（会計上の見積りの変更）

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、入居時の使用見込期間である10年を経過したことに伴い、今後の使用見込期間を10年と想定して再見積りを行いました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ36,531千円増加しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

（貸借対照表関係）

<p>第28期 2018年12月31日現在</p>	<p>第29期 2019年12月31日現在</p>
-------------------------------	-------------------------------

*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	162,740千円	建物附属設備	166,477千円
器具備品	184,784千円	器具備品	155,860千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
貸付金	1,500,000千円	貸付金	1,010,000千円
未収入金	236,713千円	未収入金	188,277千円
その他未払金	182,425千円	その他未払金	402,213千円
長期未払金	182,671千円	長期未払金	150,568千円

(損益計算書関係)

第28期		第29期	
自 2018年 1月 1日		自 2019年 1月 1日	
至 2018年12月31日		至 2019年12月31日	
*1 関係会社項目		*1 関係会社項目	
営業収益	5,170,103千円	営業収益	3,974,381千円
営業費用	2,299,674千円	営業費用	1,490,287千円
一般管理費	1,529,054千円	一般管理費	1,249,882千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度 期首株式数	第28期事業年度 増加株式数	第28期事業年度 減少株式数	第28期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月28日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2017年 12月31日	2018年 3月29日
2018年 9月20日 取締役会	普通株式	980,000	100,000	2018年 6月30日	2018年 9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
--------------------------	------	---------	---------	-----------------	----------------

第29期(自2019年1月1日至2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	5,005千円	1年内	1,251千円
1年超	1,251千円	1年超	0千円
合計	6,256千円	合計	1,251千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日</p>
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりまして、 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されておりまして、</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期（2018年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,662,090	1,662,090	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	236,713	236,713	-
(4) 未収委託者報酬	705,207	705,207	-
(5) 未収運用受託報酬	1,490,494	1,490,494	-
資産計	5,594,505	5,594,505	-
(1) 未払手数料	193,667	193,667	-
(2) その他未払金	1,777,995	1,777,995	-
(3) 長期未払金	632,083	633,721	1,638
負債計	2,603,746	2,605,384	1,638

第29期（2019年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,345,979	1,345,979	-
(2) 貸付金	1,010,000	1,010,000	-
(3) 未収入金	207,801	207,801	-
(4) 未収委託者報酬	639,271	639,271	-
(5) 未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	-
資産計	4,216,615	4,216,615	-
(1) 未払手数料	181,987	181,987	-
(2) その他未払金	1,666,506	1,666,506	-
(3) 長期未払金	542,551	543,790	1,239
負債計	2,391,045	2,392,284	1,239

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第28期 2018年12月31日現在	第29期 2019年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 同左

<p>(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(3) 未収入金 同左</p>
<p>(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(4) 未収委託者報酬 同左</p>
<p>(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(5) 未収運用受託報酬 同左</p>
<p>負債</p>	<p>負債</p>
<p>(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(1) 未払手数料 同左</p>
<p>(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(2) その他未払金 同左</p>
<p>(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。</p>	<p>(3) 長期未払金 同左</p>

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,662,090	-
貸付金	1,500,000	-
未収入金	236,713	-
未収委託者報酬	705,207	-
未収運用受託報酬	1,490,494	-
合計	5,594,505	-

第29期（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,345,979	-
貸付金	1,010,000	-
未収入金	207,801	-
未収委託者報酬	639,271	-
未収運用受託報酬	1,013,562	-
合計	4,216,615	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第28期（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

第29期（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第28期（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,103	2,060	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	6,139	6,616	476
合計	8,242	8,676	433

第29期（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第28期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>868,018千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>136,621千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>99,355千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>905,285千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	868,018千円	退職給付費用	136,621千円	退職給付の支払額	99,355千円	期末における退職給付引当金	<u>905,285千円</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>905,285千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>130,479千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>195,453千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>840,311千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	905,285千円	退職給付費用	130,479千円	退職給付の支払額	195,453千円	期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>
期首における退職給付引当金	868,018千円																
退職給付費用	136,621千円																
退職給付の支払額	99,355千円																
期末における退職給付引当金	<u>905,285千円</u>																
期首における退職給付引当金	905,285千円																
退職給付費用	130,479千円																
退職給付の支払額	195,453千円																
期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>																

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
-	-
年金資産	年金資産
-	-
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
905,285千円	840,311千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
905,285千円	840,311千円
退職給付引当金	退職給付引当金
905,285千円	840,311千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
905,285千円	840,311千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 136,621千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 130,479千円

(税効果会計関係)

第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産
(千円)	(千円)
未払費用否認	未払費用否認
737,699	665,647
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
277,198	257,303
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
2,908	4,523
資産除去債務	資産除去債務
27,253	17,132
その他	その他
20,132	1,510
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
1,065,191	946,117
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
1,065,191	946,117
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
1,065,191	946,117
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率	法定実効税率
30.9%	30.6%
(調整)	(調整)
役員賞与等永久に損金 算入されない項目	役員賞与等永久に損金 算入されない項目
3.3%	4.9%
過年度法人税等	過年度法人税等
0.7%	0.0%
その他	その他
1.9%	0.3%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	税効果会計適用後の 法人税等の負担率
33.0%	35.3%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終

了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当初の使用見込期間を経過したため当会計期間中に再見積もりを実施し、当初算定時と同じ使用見込期間及び割引率（10年間、1.4%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第28期		第29期	
	自 2018年 1月 1日	至 2018年12月31日	自 2019年 1月 1日	至 2019年12月31日
期首残高		90,113		91,375
有形固定資産の取得に伴う増加額		-		-
その他増減額（は減少）		1,261		35,422
期末残高		91,375		55,952

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,095,865	5,855,881	2,482,190	276,901	11,710,839

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
8,161,026	3,549,812	11,710,839

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	1,238,441	投資顧問業

（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >
該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >
該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >
該当事項はありません。

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >
該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >
該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	------------	-----	-----	-----------	---------------------------	-------------------	-------	------	----	------

親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	当社への 出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の 最終 親会社	一般管理費 （役員および 従業員の賞与 の負担金） （注1）	61,184	未払金 （その他 未払金） 長期 未払金	182,425 182,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

（2）兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービスズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 （注6） 資金の貸付 （注6） 受取利息	5,520,000 5,520,000 934	貸付金 未収入金	1,500,000 198
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取（注7） サービス提供 業務報酬 の受取 （注8） 情報提供業務 報酬の受取 （注9） 役務提供業務 の対価の受取 （注9） 運用再委託報 酬の支払 （注7）	74,427 313,078 159,464 69,370 1,865,835	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 （その他 未払金）	6,665 45,986 123,105

							一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	330,481		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取(注7)	67,415	未収運用 受託報酬	6,089
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	232,131	未収入金	22,662
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	11,123		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	21,934	未払金 (その他 未払金)	109,182
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注9)	880,811		
兄弟 会社の 子会社 (注5)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取(注7)	2,029,159	未収運用 受託報酬	132,117
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	1,334,923	未収入金	91,383
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	118,866	未払金 (その他 未払金)	9,529

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により

決定しております。

（注9）情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 関連当事者との取引

（1）親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	71,267	未払金 (その他未払金) 長期未払金	119,523 135,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

（2）兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6) 受取利息	4,530,000 4,040,000 463	貸付金 未収入金	1,010,000 24

兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取（注7）	67,947	未収運用 受託報酬	9,713
							サービス提供 業務報酬 の受取 （注8）	305,298	未収入金	55,332
							情報提供業務 報酬の受取 （注9）	159,053		
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	63,840		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	1,092,097	未払金 （その他 未払金）	129,496
							一般管理費 （諸経費）の支 払（注9）	356,723		
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取（注7）	61,401	未収運用 受託報酬	5,295
							サービス提供 業務報酬 の受取 （注8）	180,139	未収入金	12,277
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	10,786		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	17,780	未払金 （その他 未払金）	76,016
						一般管理費（諸 経費）の支払 （注9）	717,726			
兄弟 会社の 子会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取（注7）	1,419,530	未収運用 受託報酬	110,631

1株当たり純資産額	297,410円60銭	1株当たり純資産額	225,676円03銭
1株当たり当期純利益	180,585円91銭	1株当たり当期純利益	78,221円18銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	1,769,741千円	損益計算書上の当期純利益	766,567千円
普通株式に係る当期純利益	1,769,741千円	普通株式に係る当期純利益	766,567千円
<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>		<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期 中間会計期間末 2020年6月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	1,566,849
前払費用	63,080
貸付金	765,000
未収入金	116,086
未収委託者報酬	521,427
未収運用受託報酬	551,248
未収還付法人税等	24,553
流動資産合計	3,608,245
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 15,383
器具備品(純額)	*1 44,660
有形固定資産合計	60,043
無 形 固 定 資 産	5,490
投 資 そ の 他 の 資 産	
投資有価証券	1,534
長期差入保証金	273,059
繰延税金資産	835,970
投資その他の資産合計	1,110,564
固 定 資 産 合 計	1,176,098
資 産 合 計	4,784,344

(単位：千円)

第30期 中間会計期間末
2020年6月30日

負債の部	
流動負債	
預り金	73,019
未払金	913,950
未払費用	51,540
未払消費税等	*2 27,294
賞与引当金	318,433
役員賞与引当金	52,809
流動負債合計	1,437,047
固定負債	
長期未払金	399,801
長期未払費用	1,502
退職給付引当金	885,709
役員退職慰労引当金	5,094
資産除去債務	56,342
固定負債合計	1,348,450
負債合計	2,785,498
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,008,965
利益剰余金合計	1,008,965
株主資本合計	1,998,965
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	119
評価・換算差額等合計	119
純資産合計	1,998,846
負債純資産合計	4,784,344

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第30期 中間会計期間
自 2020年1月1日
至 2020年6月30日

営業収益	
委託者報酬	1,192,683
運用受託報酬	1,683,023
その他営業収益	804,412
営業収益計	3,680,118
営業費用及び一般管理費	*4 3,555,850
営業利益	124,268
営業外収益	*1 32,388
営業外費用	*2 1,052
経常利益	155,604

特別損失	*3	59,541
税引前中間純利益		96,063
法人税、住民税及び事業税		46,424
法人税等調整額		110,147
法人税等合計		63,723
中間純利益		32,340

(3) 中間株主資本等変動計算書

第30期 中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625	
当中間期変動額							
剰余金の配当			245,000	245,000		245,000	
中間純利益			32,340	32,340		32,340	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					119	119	
当中間期変動額合計	-	-	212,659	212,659	119	212,778	
当中間期末残高	490,000	500,000	1,008,965	1,998,965	119	1,998,846	

重要な会計方針

項 目	第30期中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第30期中間会計期間末 2020年6月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	167,195千円
	器具備品	158,544千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

項 目	第30期中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日	
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息	64千円
	受取配当金	3千円
	為替差益	29,453千円
	雑益	2,867千円

*2. 営業外費用の主要項目	雑損失	1,052千円
*3. 特別損失の主要項目	割増退職金等	59,541千円
*4. 減価償却実施額	有形固定資産	7,535千円
	無形固定資産	531千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第30期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度 期首株式数	第30期中間会計 期間増加株式数	第30期中間会計 期間減少株式数	第30期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年12月31日	2020年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第30期中間会計期間末（2020年6月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,566,849千円	1,566,849千円	-
(2) 貸付金	765,000千円	765,000千円	-
(3) 未収入金	116,086千円	116,086千円	-
(4) 未収委託者報酬	521,427千円	521,427千円	-
(5) 未収運用受託報酬	551,248千円	551,248千円	-

資産計	3,520,612千円	3,520,612千円	-
(1) 未払金	913,950千円	913,950千円	-
(2) 長期未払金	399,801千円	400,692千円	890千円
負債計	1,313,751千円	1,314,642千円	890千円

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第30期中間会計期間末（2020年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	557千円	553千円	3千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	976千円	1,100千円	123千円
合計	1,534千円	1,653千円	119千円

（資産除去債務関係）

第30期中間会計期間末（2020年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	55,952千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	389千円
当中間会計期間末残高	56,342千円

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第30期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,192,683	1,683,023	682,711	121,701	3,680,118

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,565,193	1,114,925	3,680,118

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第30期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第30期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第30期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日 ）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第30期中間会計期間	
自 2020年1月 1日	
至 2020年6月30日	
1株当たり純資産額	203,963円88銭
1株当たり中間純利益	3,300円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	32,340千円
普通株式に係る中間純利益	32,340千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

独立監査人の監査報告書

令和2年3月13日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年9月23日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。